

中小漁業経営支援協議会について

20水管第2909号

平成21年4月1日

水産庁長官通知

(最終改正 令和7年3月31日付け6水推第1629号)

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「体質強化交付等要綱」という。）第3の1の（1）のイの（カ）並びに漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知。以下「復興支援交付等要綱」という。）第4の1の（2）のオ及び第4の2の（2）のオの中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。

記

第1 目的

中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）は、改革計画、操業転換方針、漁業復興計画、養殖復興計画又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者及び養殖業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性及び迅速性をより高めることを目的とする。

第2 協議会

1 組織

- （1）協議会は、プロジェクト運営者（体質強化交付等要綱第3の1の（1）のイの（カ）の規定により定める協議会にあつては、同第3の1の（1）のイに規定する「地域プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の1の（2）のオの規定により定める協議会にあつては、復興支援交付等要綱第4の1の（2）に規定する「地域漁業復興プロジェクト運営者」を、復興支援交付等要綱第4の2の（2）のオの規定により定める協議会にあつては、復興支援交付等要綱第4の2の（2）に規定する「地域養殖復興プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。）の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員からプロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。
- （2）協議会の委員は、3名以上でなければならないものとする。
- （3）協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。
- （4）会長は、協議会の会務を総理するものとする。
- （5）協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- （6）委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （7）委員は、再任されることができるものとする。

(8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。

- ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
- ② 破産の宣告を受けたとき
- ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
- ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき

(9) 協議会は、別紙様式例 1 を参考に協議会の設置要綱を、別紙様式例 2 を参考に中小漁業経営支援計画書を、それぞれ定めるものとする。

(10) (9) の別紙様式例 1 中の「地域プロジェクト運営者」とあるのは、復興支援交付等要綱第 4 の 1 の (2) のオの規定により協議会を設置するときは、「地域漁業復興プロジェクト運営者」と、復興支援交付等要綱第 4 の 2 の (2) のオの規定により協議会を設置するときは、「地域養殖復興プロジェクト運営者」と読み替えるものとする。

(11) 協議会に、支援業務部門を置くものとする。

(12) 支援業務部門は、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等経営指導の専門家であって、中小漁業経営支援事務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうち、中立・公正な立場を維持できるものとしてプロジェクト運営者が任命する者（以下「漁業経営アドバイザー」という。）をもって組織するものとする。

2 手続

(1) プロジェクト運営者は、協議会を設置しようとするときは、別紙様式例 1、別紙様式例 2 及び別紙様式例 3 を参考に、アからウまでに掲げる書類を作成し、別記様式第 1 号により事業主体（体質強化交付等要綱第 3 に規定する事業主体及び復興支援交付等要綱第 4 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ア 協議会設置要綱

イ 中小漁業経営支援計画書

ウ 協議会委員名簿及び漁業経営アドバイザー名簿

(2) (1) の申請は、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2908 号水産庁長官通知。以下「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」という。）第 3 の 2 の (2) のエの地域プロジェクト運営事業、漁業復興支援運営事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水管第 1819 号水産庁長官通知。以下「漁業復興支援運営事業実施要領」という。）第 3 の 2 の (2) のエの地域漁業復興プロジェクト運営事業又は養殖復興支援運営事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水推第 743 号水産庁長官通知。以下「養殖復興支援運営事業実施要領」という。）第 3 の 2 の (2) のエの地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画の申請と同時に行うことができる。その場合、当該地域プロジェクト運営事業、当該地域漁業復興プロジェクト運営事業又は当該地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画に、この協議会に係る事項についても記載するものとする。

(3) プロジェクト運営者は、協議会設置要綱、中小漁業経営支援計画書を変更しようとするときは、水産庁長官の承認を受けるものとする。

(4) (3) の変更及び承認の手続きは、(1) に準じて行うものとする。

(5) プロジェクト運営者は、協議会委員又は漁業経営アドバイザーを変更したときは、遅滞なく事業主体を経由して水産庁長官に報告するものとする。

(6) 水産庁長官は、必要と認めるときは、(1) の規定により承認を受けた協議会に

- 対し、業務の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- (7) 水産庁長官は、(6)の規定による指示を受けた協議会がその指示に従わない場合には、(1)の承認を取り消すことができるものとする。

第3 協議会の業務等

- 1 協議会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) プロジェクト運営者が行う中小漁業経営支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小漁業経営支援業務の遂行に関する重要事項の審議及び決定
 - (2) プロジェクト運営者に対する専門的な助言
- 2 支援業務部門は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）に基づく改善計画又は再建計画の策定指導
 - (2) 漁特法に基づく改善計画又は再建計画の実行状況の把握及び指導
 - (3) 中小漁業者の債務に係る金融機関等の利害関係者との調整
 - (4) 指導状況の協議会への報告
 - (5) 中小漁業者の地域プロジェクト、地域漁業復興プロジェクト又は地域養殖復興プロジェクトの実施に係る相談又は指導
 - (6) 株式会社日本政策金融公庫資金等融資の利用に関する指導・助言
- 3 プロジェクト運営者の役職員その他協議会の事務に関わった者、協議会委員若しくは漁業経営アドバイザー又はこれらの職にあった者は、支援案件の処理に関し、中小漁業者、金融機関等から入手した支援対象者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

第4 その他

- 1 協議会に係る毎年度の事業計画、事業実施結果報告の取扱いについては、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領第3の2の(2)のエからカ、漁業復興支援運営事業実施要領第3の2の(2)のエ、カ及び養殖復興支援運営事業実施要領第3の2の(2)のエ、カに定めるところによるものとする。その際、協議会に係る事業実施結果報告は、別記様式第2号による中小漁業経営支援協議会活動報告書を添付して行うものとする。
- 2 協議会に係る助成金の交付については、体質強化交付等要綱第3の1の(1)のイ並びに復興支援交付等要綱第4の1の(2)及び第4の2の(2)に定めるところによるものとする。

附 則（平成30年3月30日29水推第1226号）
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日3水推第1469号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日付け 6 水推第 1 6 2 9 号）
この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式第1号：第2の2の(1)関係)

中小漁業経営支援協議会承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○○○○ 殿
(事業主体経由)

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

今般、中小漁業者の経営支援を行うため、○○○中小漁業経営支援協議会を設置することとしたので、中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）第2の2の(1)の規定により承認されたく申請します。

(添付書類)

- 1 ○○○中小漁業経営支援協議会設置要綱
- 2 中小漁業経営支援計画書
- 3 協議会委員名簿
- 4 漁業経営アドバイザー名簿
- 5 その他中小漁業者を支援することを説明する資料

(別記様式第2号：第4関係)

中小漁業経営支援協議会活動報告書（ 年度）

年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

1 経営相談

- 相談経営体の漁業収入規模別件数
- 相談経営体の漁業種類別件数
- 相談経営体の相談内容別件数

2 改善計画の策定指導

- 策定指導経営体の漁業収入規模別件数
- 策定指導経営体の所有船舶規模別件数
- 策定指導経営体の漁業種類別件数
- 策定指導経営体ごとの具体的な指導内容
(コスト削減策、リスクジュール、その他支援内容)
- 計画案作成完了件数及びその内訳
- 計画案作成完了案件に係るその後の指導状況

3 再建計画の策定指導

- 策定指導経営体の漁業収入規模別件数
- 策定指導経営体の所有船舶規模別件数
- 策定指導経営体の漁業種類別件数
- 策定指導経営体ごとの具体的な指導内容
(コスト削減策、リスクジュール、その他支援内容)
- 計画案作成完了件数及びその内訳
- 計画案作成終了案件に係るその後の指導状況

4 その他の業務（研修等）

(別紙様式例 1)

〇〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱

(設置)

- 第 1 〇〇〇（地域プロジェクト運営者）は、〇〇〇中小漁業経営支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び任務等)

- 第 2 協議会は、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）の役員及び別表に掲げる機関の役員又は職員のうちから、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）の長が委嘱する委員をもって組織する。
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議会は、全体会議と支援業務部門で構成する。
- 5 協議会は、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）が行う中小漁業経営支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他中小漁業経営支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）に対する専門的な助言を行う。

(会長)

- 第 3 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、全体会議の議長となる。
- 4 会長は、全体会議に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。

(全体会議)

- 第 4 全体会議は、会長が招集する。
- 2 全体会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 全体会議の議決は、出席した委員の過半数をもって行う。可否同数のときは、会長が決する。

(支援業務部門)

- 第 5 協議会は、漁業経営アドバイザー及び事務局職員で構成する支援業務部門を置く。
- 2 漁業経営アドバイザー及び事務局職員は、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）の長が任命する。ただし、漁業経営アドバイザーの任命に当たっては〇〇〇（事業主体）を経由して水産庁の了解を得るものとする。
- 3 支援業務部門は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく改善計画又は再建計画の策定支援、金融機関からの資金調達に係る指導・助言、窓口相談等協議会の業務を処理する。
- 4 事務局職員は、〇〇〇（地域プロジェクト運営者名）の長又は漁業経営アドバイザーの指示により、協議会の事務を処理する。

(秘密保持義務)

第6 ○○○(地域プロジェクト運営者名)の役員職員、協議会委員、漁業経営アドバイザー若しくは協議会事務局職員又はこれらの職にあった者は、支援案件の処理に関し、中小漁業者又は金融機関等から入手した支援対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(協議会の権能)

第7 協議会は、支援を行う漁業者に対して、関係する金融機関等の支援機関が当該漁業者への支援を行うことを義務付ける権限はなく、支援機関が判断するに当たっての参考情報を提供するものである。

附 則

1 この要綱は、令和○○年○○月○○日から施行する。

(別表)(第2関係)

○○○中小漁業経営支援協議会委員構成機関名

(別紙様式例2)

中小漁業経営支援計画書

1 支援の趣旨、必要性

2 支援対象漁業者

3 業務の内容

(1) 全体会議

(2) 支援業務部門

項 目

内

容

4 守秘義務の担保措置

支援依頼漁業者との間で以下の確認書を交換している。

(確認書例)

私、〇〇〇〇（以下「甲」という。）は、〇〇〇中小漁業経営支援協議会（以下「乙」という。）の助言等による改善計画策定の支援を受けることを申請し、乙との間で以下のことを確認する。

1. 乙の経営改善支援は、相談・助言であり、それを踏まえての事業上の一切の責任は甲に帰属する。
2. 乙は、甲が開示した情報については、甲が了承した支援関係者以外には、甲の了解を得ずにいかなる情報も漏出しないよう守秘義務を遵守する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇〇

乙 〇〇〇中小漁業経営支援協議会
会 長 〇〇〇〇

(別紙様式例 3)

協議会委員名簿及び漁業経営アドバイザー名簿

○協議会委員名簿

所属機関	役職	氏名

○漁業経営アドバイザー名簿

経歴	専門分野	氏名	実績等